

令和 年 月 日

寄附申込書

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

理事長 今城 健二 様

住 所

氏 名

電話番号

印

私は下記のとおり、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに寄附を申し込みます。

記

内容	☐ 現金寄附 ☐ 物品寄附（物品内容： ）
金額・価格（相当額）	
数量	

以上

下記に✓をお願いします。

☐ 裏面の地方独立行政法人岡山市立総合医療センター寄附及び遺贈受入規程《抄》について通読し理解したうえで寄附を申し込みます。

(裏面)

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター寄附及び遺贈受入規程《抄》

(受入の条件)

第2条 法人は、定款第19条に規定する業務に充当する場合に限り、寄附等を受け入れることができる。

2 寄附等をしようとする者(以下「申込者」という。)が次の各号に掲げる条件を付したときは、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附等により取得した財産を申込者又は第三者に無償で譲与または貸与すること
- (2) 寄附等により得られた知的財産等を申込者又は第三者に譲渡し、または使用させること

(3) 申込者又は第三者が寄附等の受入にかかる会計を検査すること

(4) 寄附等の申込後も申込者又は第三者の意思により寄附等の全部または一部を取り消すことができること

(5) その他の反対給付を申込者が法人に対して求めること

(6) その他理事長が病院運営上特に支障があると認める条件が付されていること

3 次の各号に掲げるものは、寄附等を受け入れることができない。

- (1) 寄附等の受入に伴い、法人の経費支出が著しく増大するおそれのあるもの
- (2) 寄附等が遺贈であって、当該遺贈が包括遺贈であるもの
- (3) その他理事長が適当でないと認めるもの

4 次の各号に掲げる申込者からは、寄附等を受け入れることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(1) 法令により寄附等が禁止されている者

5 学術研究目的の寄附等については、日本製薬工業協会策定の「製薬企業による臨床研究支援の在り方に関する基本的考え方」に則していない場合は、これを受け入れることができない。

(使用目的)

第5条 寄附等は、原則として患者サービスの向上、地域医療及び高度医療を提供するための病院運営費として活用するものとする。